

香南市立放課後児童クラブ
民間委託に関する基本方針

令和８年８月
香南市

目次

1. 基本方針の策定にあたって	1
2. 民間委託の基本姿勢	1
3. 全国及び高知県内市の児童クラブ運営主体の状況について.....	1
4. 本市児童クラブの現状	3
4.1 本市児童クラブの開設及び運営状況	3
4.1.1 開設状況等（令和8年4月1日時点）	3
4.2 歳入歳出状況	4
5. 民間委託に向けて	5
5.1 民間委託の手法及び委託期間	5
5.2 民間委託を行う児童クラブ	5
5.3 委託業務範囲の洗い出し及び確定	5
5.4 事業者の公募及び選定	6
5.4.1 事業者の公募	6
5.4.2 事業者の選定方法	6
5.4.3 選定委員会の構成	6
5.4.4 事業者の参加資格	6
5.4.5 その他の条件	6
5.4.6 審査項目	6
6. 業務の引継ぎ	7
7. 民間委託後の対応	7
7.1 運営状況等の把握	7
7.2 業務評価	7
7.2.1 評価手法	7
8. 運営の継続（契約の更新等）	8
9. 民間委託スケジュール	9

1. 基本方針の策定にあたって

平成 18 年 3 月、新しく誕生した香南市では、合併効果を最大限に高め、質の高い行政サービスを効率的に提供できるよう、組織一体となった取組の指針として行政改革大綱を、具体的な改革目標として集中改革プランを策定し、合併から 10 年間、行政改革に取り組み、一定の成果を挙げてきました。集中改革プランの実施期間は平成 27 年度をもって終期としましたが、その後においても新庁舎建設、南海トラフ地震対策等さまざまな課題が山積し、解決に向けた取り組みを進めてまいりました。

こうした中、令和 5 年度の一般会計決算において、実質単年度収支が合併以来、初めて赤字となり、収支不足を補うため、財政調整基金を 4 億円取り崩し、さらには令和 6 年度においても 6 億 9 千万円を取り崩しており、このままではそう遠くない将来、重大な財政危機を招くことが想定されています。

本市では、このような厳しい財政状況を踏まえ、「第三次香南市行政改革大綱」（以下「大綱」という。）及び具体的な取組を推進するための「第三次集中改革プラン」（以下「集中改革プラン」という。）を策定し、持続可能なまちづくりを目指し、行政改革に取り組んでおります。

本基本方針は、「大綱」及び「集中改革プラン」に示している「放課後児童クラブにおける民間活力の導入（以下、「民間委託」という。）」を推進するにあたって、民間委託前から民間委託後に至るまでのそれぞれのフェーズでの基本的な考え方・方針等を示したものです。

2. 民間委託の基本姿勢

放課後児童健全育成事業（以下、「児童クラブ」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項により「小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」と定められています。また、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 2 号により「第二種社会福祉事業」と定められています。さらに、「放課後児童クラブ運営指針（こ成環第 16 号令和 7 年 1 月 22 日こども家庭庁成育局長通知）」では、児童クラブが果たすべき役割等が詳細に記されています。

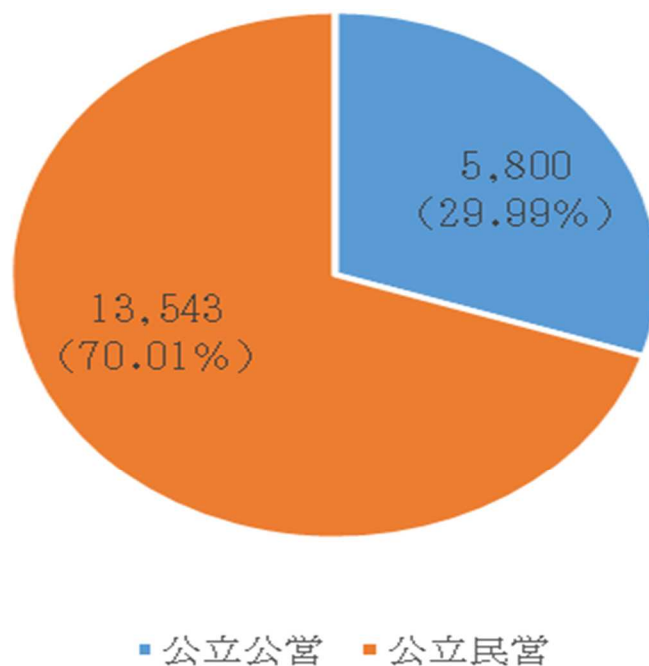
民間委託を行ったとしても児童クラブの実施（責任）主体は、本市であるため、本市が責任をもって対応することに変わりはありません。運営主体の変更によって児童や保護者に不安等を与えることのないよう、本市として必要な支援や条件整備を図ります。

3. 全国及び高知県内市の児童クラブ運営主体の状況について

こども家庭庁が実施した「令和 7 年度 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況（令和 7 年 5 月 1 日現在）」によると、全国の公立児童クラブは、19,343 か所あり、このうち約 70%にあたる 13,543 か所で、民間が運営主体となっています。

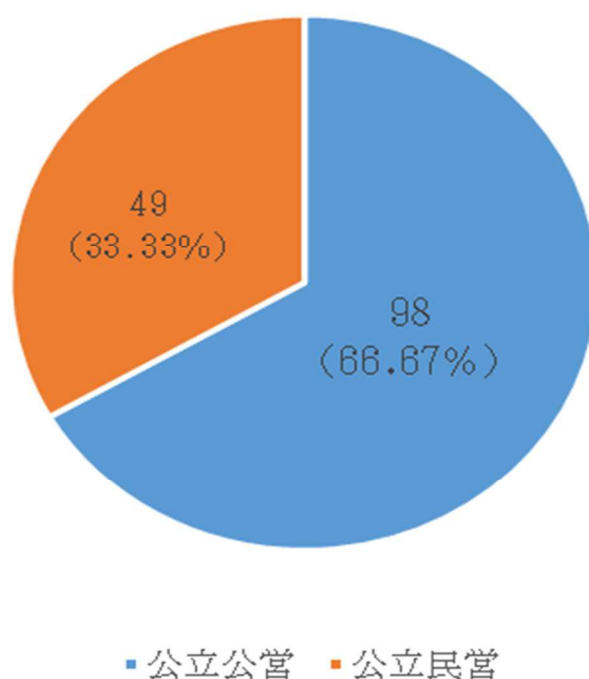
また、高知県内市の公立児童クラブは、147 か所あり、このうち約 33%にあたる 49 か所で、民間が運営主体となっています。

【全国】 公立児童クラブの運営主体割合 (令和7年5月1日時点)



【出典元：こども家庭庁 令和7年度放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況（令和7年5月1日現在）】

【県内市】 公立児童クラブの運営主体割合 (令和7年5月1日時点)



【こども家庭庁 令和7年度放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況（令和7年5月1日現在）、令和7年7～9月実施県内市町村アンケート結果及び各市ホームページから作成】

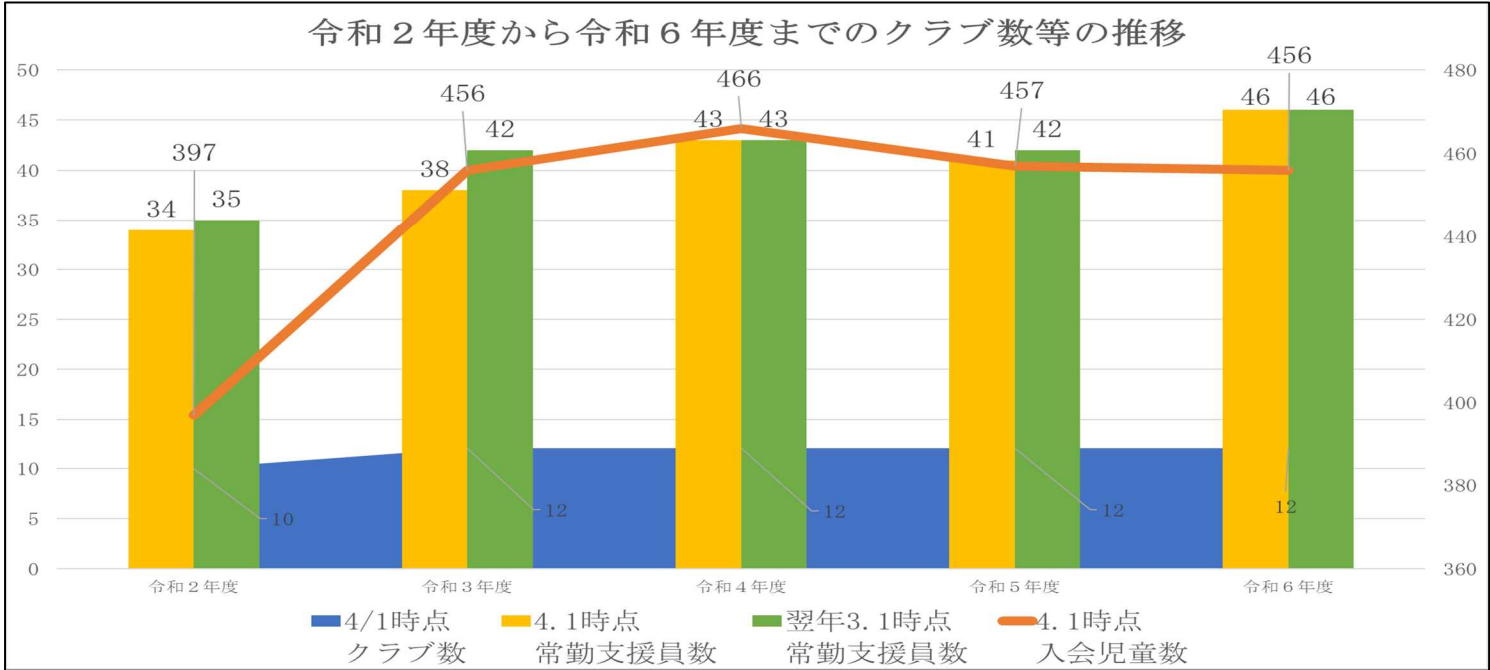
4. 本市児童クラブの現状

4.1 本市児童クラブの開設及び運営状況

本市では、これまで児童クラブの利用者数の増加に伴い、新たに児童クラブを開設する等により受入体制の拡充を図ってきました。

現在、野市小学校、佐古小学校、野市東小学校、赤岡小学校、香我美小学校、夜須小学校に児童クラブを開設しております。10クラブ（野市小学校4クラブ・佐古小学校2クラブ・野市東小学校2クラブ・赤岡小学校1クラブ・夜須小学校1クラブ）が公営、2クラブ（香我美小学校2クラブ）が民営（保護者会への業務委託）での運営となっています。

【本市児童クラブ数等の推移】



4.1.1 開設状況等（令和8年4月1日時点）

【公営児童クラブ】

児童クラブ	条例 定員	児童数(人) R8.4.1時点	管理者 (人)	副管理者 (人)	常勤 支援員(人)	計(人)	代替 補助員(人)	開設時間等	保護者負担金 (単位:円)
野市小第一児童クラブ	40	49	1	1	3	5	12	学校のある日(平日) 下校後から18時まで ※延長保育18時30分まであり	【通常】 6, 500※ 【8月】11, 000※ ※おやつ代2, 000含
野市小第二児童クラブ	40	33	1	1	1	3			
野市小第三児童クラブ	50	48	1	1	3	5			
野市小第四児童クラブ	40	49	1	1	3	5			
佐古小第一児童クラブ	50	46	1	1	2	4	6	1日開設日(学校代休日、長期休み、第一土曜日) 8時から18時まで	
佐古小第二児童クラブ	55	46	1	1	2	4			
野市東小第一児童クラブ	40	31	1	1	1	4	6		
野市東小第二児童クラブ	50	43	1	1	2	4			
若杉児童クラブ(赤岡)	30	16	1	0	1	2	2		
夜須はーと児童くらぶ	40	23	1	1	0	2	3		
合計	435	384	10	10	18	38	29		

【民営児童クラブ】

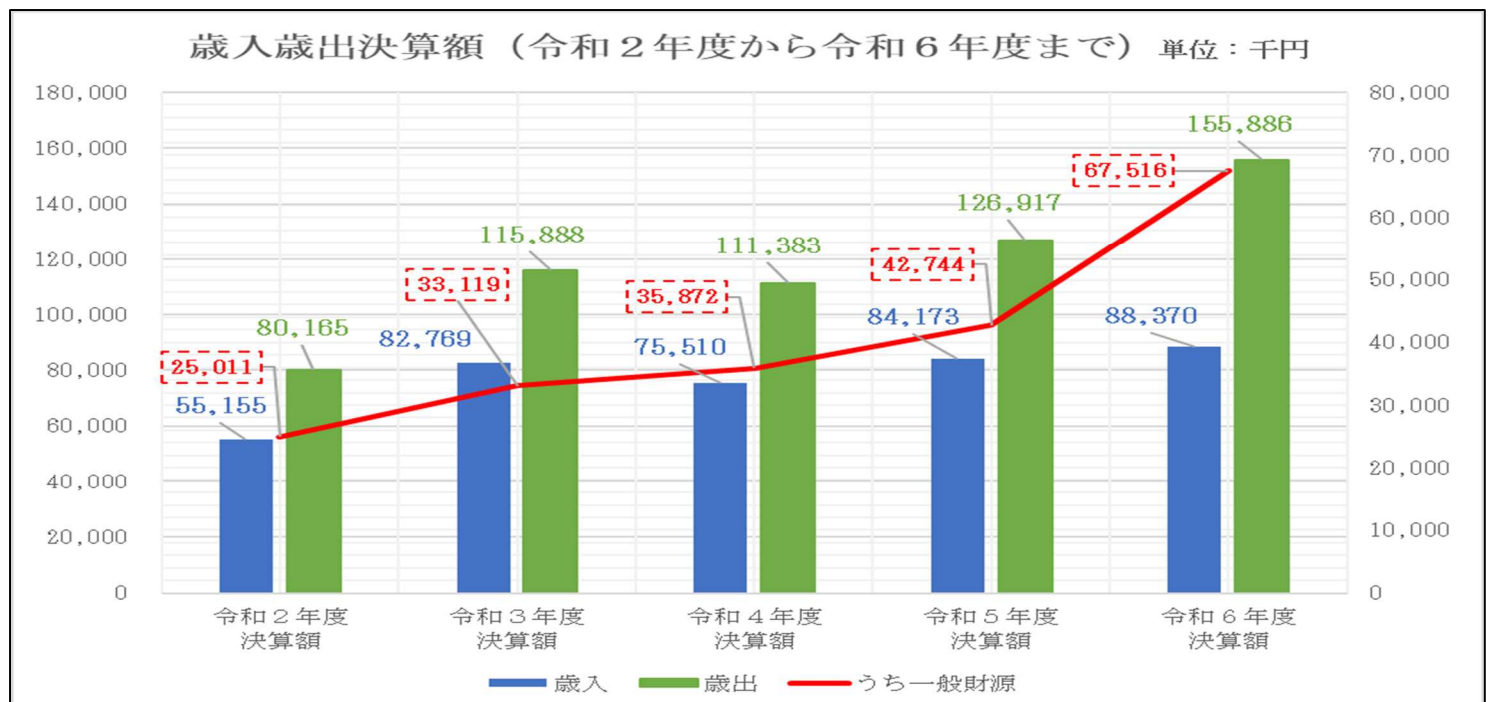
児童クラブ	条例 定員	児童数(人) R8.4.1時点	管理者 (人)	副管理者 (人)	常勤 支援員(人)	計 (人)	代替 補助員 (人)	勤務時間	保護者負担金 (単位:円)
コスモス第一学童クラブ (香我美)	40	30	1	1	1	3	0	学校のある日(平日)下校後から18時まで	【通常】6,000※ 【8月】10,000※ ※おやつ代1,500含
コスモス第二学童クラブ (香我美)	40	38	1	1	2	4		1日開設日(学校代休日、長期休み、第一土曜日) 8時から18時まで	
合計	80	109	2	2	3	7		※学校のある日・1日開設日ともに、延長保育18時30分まであり	

4.2 歳入歳出状況

本市が設置している児童クラブは、子ども・子育て支援交付金（以下、「国交付金」という。）及び県放課後児童クラブ推進事業費補助金（以下、「県補助金」という。）並びに保護者負担金及び一般財源（本市負担）により運営を行っています。

歳入額は、国交付金の補助基準額の増額等により微増しています。一方で、歳出額は、会計年度任用職員制度の開始（令和2年度）及び勤勉手当の支給開始（令和6年度）、児童クラブ数の増加（令和3年度）により、令和元年度決算及び令和6年度決算を比較すると2倍程度増加しています。

今後も人事院勧告による人件費の増加や物価高騰等による運営費の増加が見込まれることから、本市児童クラブの持続可能な財政運営を行っていくためには、保護者負担金（受益者負担）の見直しによる歳入額の増加を図るとともに、コスト抑制による歳出額の抑制を図る必要があります。



5. 民間委託に向けて

5.1 民間委託の手法及び委託期間

- ①民間委託の手法は、「業務委託」とします。
- ②令和10年4月1日から民間委託を開始します。
- ③民間委託の期間は、当初契約（第1期）では、「3年間」とし、詳細は、【8 運営の継続（契約の更新等）】に記載しています。

5.2 民間委託を行う児童クラブ

民間委託を行う児童クラブは、公営児童クラブ（10クラブ）とします。ただし、コスモス第一・第二学童クラブについては、コスモス学童クラブ保護者会と協議のうえ決定します。

5.3 委託業務範囲の洗い出し及び確定

現在、実施している児童クラブの運営上必要不可欠な業務を詳細に洗い出し、業務委託を行う範囲を確定させます。この業務の洗い出しを丁寧に行うことで必要となる予算（業務委託料）の正確性向上に努めるとともに、円滑な業務引継ぎにつなげていきます。

民間委託を行う主な業務については、以下のとおりです。なお、事業者の公募時に、より詳細な業務委託範囲を公表することとします。

項目 ※主要な業務のみ記載	実施者
利用登録の決定	市
負担金の決定・徴収、減免の審査・決定	
利用・手続きに関する問い合わせ	
支援員等の雇用・給与支払・労務管理	事業者
クラブの運営業務全般 （育成支援・学校等との連携 等）	
クラブでの状況等に関する問い合わせ	

5.4 事業者の公募及び選定

事業者の公募方法や選定方法等の概要については、以下のとおりです。

5.4.1 事業者の公募

本市の児童クラブの運営を担うに相応しい事業者を選定するために、「香南市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、公募型プロポーザルを実施する予定です。また、事業者が保有するノウハウ（運営、人材育成及び確保等）が十二分に発揮され、円滑な民間委託を行うために、実施要領・仕様書に必要な条件を盛り込みます。

5.4.2 事業者の選定方法

事業者は、公募型プロポーザル（予定）に参加のあった事業者の中から、今後策定する「プロポーザル選定委員会設置要綱」に基づき設置する選定委員会において、審査・選定します。また、選定委員会では、実施要領や仕様書、審査基準（評価基準）等の内容についても審議します。

5.4.3 選定委員会の構成

選定委員会の委員構成は、本市職員及び外部委員により構成することとします。

5.4.4 事業者の参加資格

児童クラブの運営は、運営面での継続性や安定性が重要であることから児童クラブの運営実績又は児童福祉施設の運営実績がある法人とします。また、その他の参加資格については、「香南市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン 第5 参加資格」を参考に選定委員会において審議・決定します。

5.4.5 その他の条件

参加資格のほか、運営に関することや支援員の処遇及び配置に関すること等の条件を実施要領・仕様書に盛り込むこととし、詳細については、選定委員会で審議・決定します。

5.4.6 審査項目

公募型プロポーザルに参加のあった事業者の審査は、経営状況等に関することや提案内容に関することを審査することとし、選定委員会で審議・決定します。

6. 業務の引継ぎ

運営主体の変更によって、児童や保護者に不安等を与えることのないよう、現行の運営方法等の継承に努める一方で、受託事業者の自主性を損なうことのないように配慮します。

受託事業者への引継ぎは、十分な期間（3か月以上）を確保できるよう、保護者説明会、事業者の公募及び選定等を行います。また、業務引継ぎの具体的な内容やスケジュールについては、受託事業者との間で十分な協議・調整を行います。

7. 民間委託後の対応

7.1 運営状況等の把握

本市は受託事業者に対して、月次報告書（事業日誌や児童出席簿等）の提出を求めます。また、本市と受託事業者で、よりよい児童クラブ運営にしていくための意見や課題等を協議する定期会議（実施回数や時期等は事業者と協議）を開催するとともに、本市所管課職員による全児童クラブの見学（年1回以上）を行います。

さらに、入会児童及びその保護者の意見等を把握するために、年1回（秋頃）児童及び保護者に対して、本市がアンケートを実施します。

7.2 業務評価

受託事業者に対し、児童クラブの運営業務（業務管理体制に関することやクラブ運営に関すること等）が適切に行われているか年度毎の業務評価を行います。

7.2.1 評価手法

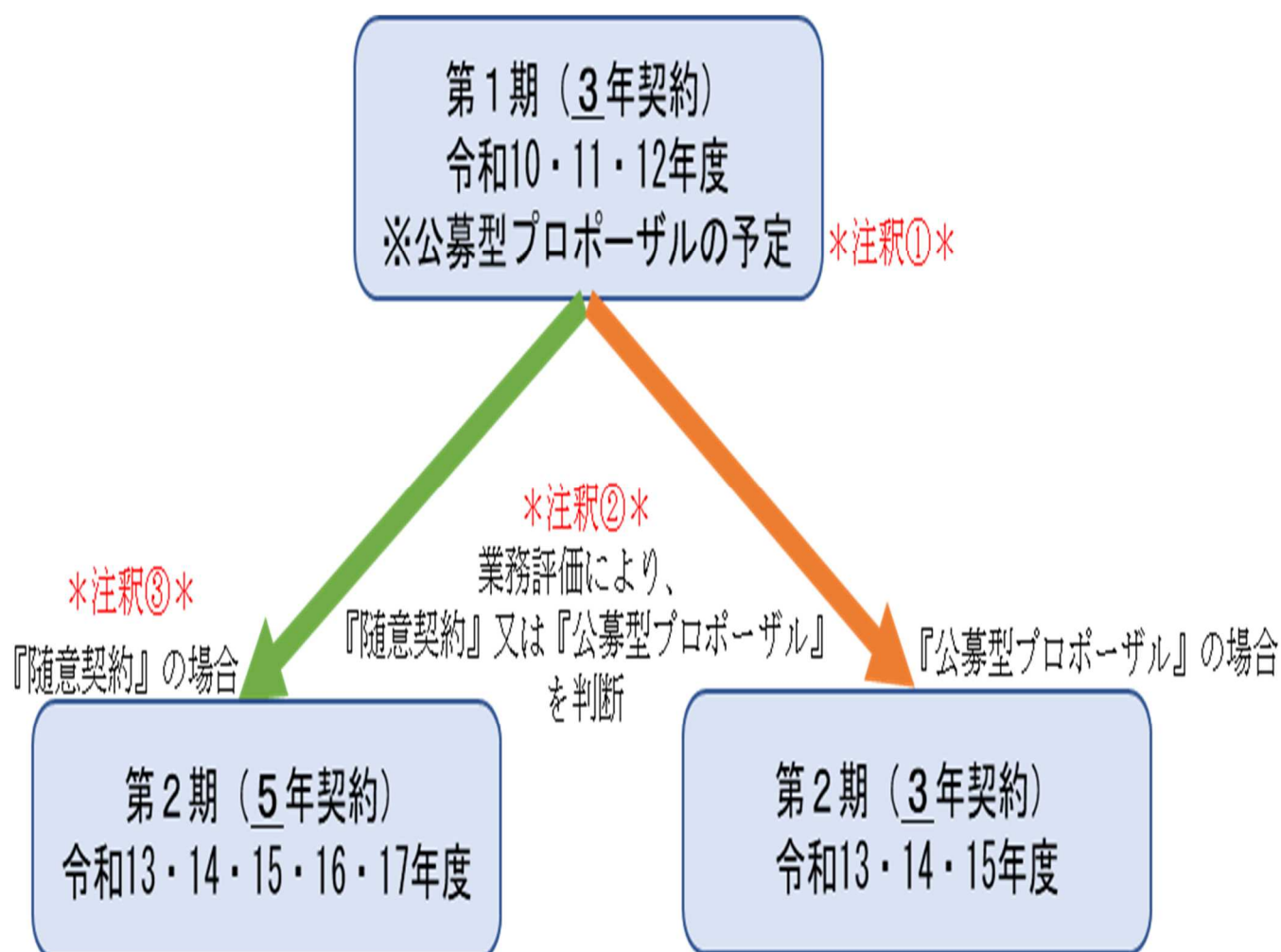
受託事業者による評価：自己評価

本市による評価：定期会議や児童クラブ見学による運営の把握、報告書類等の確認、要望・苦情等の状況の把握、児童及び保護者アンケートの結果等を踏まえ、所管課が評価を行います。

8. 運営の継続（契約の更新等）

児童クラブは、児童福祉法及び社会福祉法に規定されている事業です。支援員等が児童一人ひとりの個性等を適切に把握するとともに、児童・保護者との信頼関係を築き、放課後等の遊びや生活を通して、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業であり、運営面での継続性や安定性が強く求められることから、原則として、同一事業者での運営継続を検討します。

同一事業者での運営継続の可否は、所管課による業務評価の結果を元に、「契約等審議会」での審議により決定します。業務評価の結果が不良の場合は、公募型プロポーザルを再度実施し、新たに事業者を選定します。



注釈①…児童クラブの運営に関する業務委託は、「香南市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第3第1項第5号（その他高度な技術力、企画力、専門性、創造性、芸術性又は経験を必要とし、プロポーザル方式により選定することが適当と認められる業務）」に該当する業務であり、同ガイドライン第4第1項第1号の規定に基づく、「公募型プロポーザル」で契約候補者を選定する予定です。

注釈②…第2期については、業務評価により随意契約を検討する。なお、随意契約すべきでない判断した場合は、公募型プロポーザルを実施する予定です。

注釈③…第2期を随意契約とした場合の契約期間は、「5年間」とする予定です。

注釈④…第3期以降については、業務評価により随意契約又は公募型プロポーザルを判断する予定です。また、契約期間についても、契約方法により判断する予定です。

9. 民間委託スケジュール

年度	おおよその時期			
	4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	翌年1・2・3月
令和8年度		・ 支援員説明会	・ 保護者説明会	・ 支援員説明会
令和9年度	・ 公募型プロポーザル 選定委員会設置 ・ 公募型プロポーザル の実施及び選定委員会 の開催	・ 公募型プロポーザルの実 施及び選定委員会の開催 ・ 受託候補者との契約締結	・ 支援員説明会（受託事業 者と要協議） ・ 保護者説明会（受託事業 者と要協議） ・ 業務引継ぎ	・ 業務引継ぎ
令和10年度	・ 4月1日から受託事業者による運営開始			